

【令和5年度】		【令和6年度】	
クラス年齢	対象生年月日	クラス年齢	対象生年月日
0歳児	R4.4.2～	0歳児	R5.4.2～
1歳児	R3.4.2～R4.4.1	1歳児	R4.4.2～R5.4.1
2歳児	R2.4.2～R3.4.1	2歳児	R3.4.2～R4.4.1
3歳児	H31.4.2～R2.4.1	3歳児	R2.4.2～R3.4.1
4歳児	H30.4.2～H31.4.1	4歳児	H31.4.2～R2.4.1
5歳児	H29.4.2～H30.4.1	5歳児	H30.4.2～H31.4.1

※令和5年4月2日～令和6年4月1日生まれは令和6年度も0歳児クラス

2 提出書類

入園のしおり及び各種証明書は、市のHP (<https://www.city.komae.tokyo.jp/>) からダウンロードすることができます。(ホーム>暮らしのガイド>申請書ダウンロード>子ども)

必須書類

- (1) 令和6年度子ども・子育て支援教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所(転園)申込書
- (2) 保護者が保育にあたれない状況を証明する書類(下記ア～クが**両親ともに必要**)

ア	外勤・内職	就労証明書(市指定様式・会社記入) ※勤務時間が一定でない場合は、直近3か月分のスケジュール表(様式自由)が必要です。
イ	自営業・親族経営会社勤務	就労証明書(市指定様式・自身で記入) ※いずれかの自営を証明する下記の書類の写しが必要です 1. 直近の確定申告書(電子申告の場合には受付番号が付番された申告書(第1表・第2表)) 2. 開業届 3. 給与明細(専従者用・直近3か月) 4. 契約書(直近3か月が範囲内となっているもの) 5. その他(納品書・領収書・メール・通帳の写し等相手先が分かる書類(直近3か月の各月1点ずつ)) ※上記とは別に、勤務時間が一定でない場合は、直近3か月分のスケジュール表(様式自由)も必要です。
ウ	就労内定	就労証明書(市指定様式・会社記入)
エ	病気や障がいがある	障害者手帳の写し・診断書等 (保育が困難との記載があるもの 。詳しくは問い合わせ又は市の様式を使用)
オ	介護にあっている	介護を証明する書類(介護認定通知書・障害者手帳・療育手帳等の写し、診断書等)及び1週間の介護スケジュールが分かる書類(様式自由)
カ	就学	就学を証明する書類(在学証明書等)及び1週間の就学スケジュールが分かる書類(時間割表等、様式自由)
キ	出産予定	母子健康手帳の写し(表紙及び出産予定日が分かるページの写し) ※就労中の方は、出産予定でも就労証明書が必要です。 ※入所可能年齢に達しなかった場合は、入所できず待機となります。入所可能年齢に到達する利用調整会議にて、改めて利用調整を行います。
ク	求職活動	就労確約書(市指定様式・自身で記入) ※ハローワークカード又は雇用保険受給資格者証の写し等が必要です。

(3) 児童の健康・発達に関する記録表

(4) 令和6年度認可保育所等入園申込チェック表（4月入園申込みのみ必要）

※20歳以上65歳未満の同居親族（祖父母等）がいる場合は、その方が保育にあたれない状況を証明する書類（(2)に記載のア〜クに準ずる）も必要です。

※離婚を前提とした別居中等の場合、裁判所の呼出状等、離婚手続中であることが分かる書類の写し等が必要です。

※各種証明書類の有効期限は、発行日から3か月以内です。

※同一住所に居住しているが、世帯が完全に別の場合は、

それぞれの世帯の光熱水費（いずれか一つ）の領収証の写しをご提出ください。

※その他、必要書類の提出を求める場合があります。

該当する方のみ必要な書類

(1) 以下の認可外保育サービスを利用して有償託児し、且つ現に保護者に保育の必要性がある方（育休、求職中、復職予定を除く）。

認可外保育サービス	必要書類	説明
① 認証保育所（東京都等に届出ている施設に限る。）		
② 家庭福祉員（東京都等に届出ている事業者に限る。）	「受託証明書」（市指定様式を施設が記入）または、「（受託開始日から）全ての契約書」と「直近1か月の保育料が支払い済であることが分かる資料（コピー可）」	<ul style="list-style-type: none"> 調整指数番号10の加点には復職が必要です。証明書等の提出により、復職日が確認できた時点以降で直近の利用調整会議から加点になります。 過去に利用がある場合も、必要書類を提出してください。 廃園・認可移行等の施設状況の変更により、託児先施設への継続通園が困難になる場合も、必要書類をご提出ください。
③ ベビーシッター（東京都等に届出ている事業者に限る。）		
④ 認可外保育施設等（行政自治体に届出ている施設に限る。）		
⑤ 幼稚園を除く一時保育（東京都等に届出ている施設に限る。）		

(2) 転入予定の方

必要書類	補足
転入予定日・転入先住所を明記した賃貸借契約書又は売買契約書（写し）等	粕江市内の祖父母宅に引っ越す等の場合には、「同居予定申立書」（市様式あり）をご提出ください。

(3) 令和5年1月1日に粕江市に住民票のない方

必要書類	説明
令和5年度市区町村民税課税証明書又は非課税証明書	令和5年度課税証明書は、令和4年1月1日～令和4年12月31日までの収入によって決まり、令和5年1月1日に住民票を登録していた自治体で取得できます。

(4) 育児休業期間延長を理由とした申請の方（転入予定のない市外住民の方は提出できません）

必要書類	説明
「令和6年度入所の審査に関する同意書」	同意書を提出された場合、提出されていない児童より利用調整順位を下位にします。入所申込をした施設に空きが生じ、上位順位に入所希望者がいなかった場合、入所内定を出すことがあります。

(5) 保育士資格を有しており、認可保育所・認定こども園・地域型保育事業・認可外保育施設又は企業主導型保育事業にて、保育士として従事している方（新規入所申請の方のみ）

必要書類	説明
保育士証の写し	就労証明書の内容と併せて拝見します。育児休業中であっても、ご提出ください。

①入園の申請の場合、まずは右のQRコードより専用サイトにアクセスして仮申請を行ってください。仮申請をされると仮申請番号が配信されますので、そちらを申請書にご記載ください。仮申請番号がない場合、受付できません。市HP (<https://www.city.komae.tokyo.jp/>) から専用サイトへアクセスできます。(ホーム>子育て・学び>保育園・幼稚園>保護者様向け(保育園))



※仮申請番号は、児童1人ごとに必要です。(出産予定の方を含む。転入予定の方は不要。)

児童2人以上でお申込みの場合は、児童ごとに仮申請番号を取得してください。

※窓口提出の場合でも、仮申請番号が必要です。

②申請書類を揃えて、原則郵送にて下記までご提出ください。

※転入予定の方は、お住まいの自治体へご提出ください。郵送受付の可否についてはお住まいの自治体へご確認ください。

△注意事項：仮申請はあくまでも番号を配信するためのものです。申請書類を期日までにご提出されない場合は、仮申請を行っていても未申請扱いとなります。また、仮申請をされずに申請書類を提出された場合も未申請扱いとなります。ご注意ください。パソコンまたはスマートフォンをお持ちでない方は、ご連絡ください。

郵送申込の書類送付先

〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5 狛江市児童育成課幼児教育・保育係

※必ず特定記録郵便で送付してください。郵送料はご自身でご負担ください。